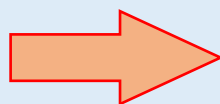


(高知市契約課)
令和7年10月1日施行

- 改正品確法の基本理念に基づく公正な契約の履行
- 方式の協議による適正な数量に基づいた変更により、契約の適正化の実現

※対象工事：競争入札に付する建築・建築設備工事等



入札参加者は、発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用。
なお、入札時積算数量を活用せず、入札を行うことも可能。

《入札時積算数量書説明書を添付》

受注者からの確認の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が契約後に提出した工事費内訳明細書における当該数量が同一であると確認できた場合のみに行うことができる。

必要に応じて
請負代金額の変更